

介護医療院むらかみ 運営規程

(施設の目的)

第1条 新潟県厚生農業協同組合連合会（以下「開設者」という。）が開設する介護医療院むらかみ（以下「医療院」という。）が行う介護医療院の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、入所者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目指すものとする。
- 2 介護医療院サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前項のほか、「新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月30日新潟県条例第19号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(医療院の名称等)

第3条 事業を行う医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護医療院むらかみ
- (2) 所在地 新潟県村上市緑町五丁目8番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 医療院に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

従業者の管理および業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1. 3人以上

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院

の衛生管理等の指導を行う。

(3) 薬剤師 0.4人以上

医師の診断に基づき調剤を行い、医療院で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員 10人以上（入所者＝6対1）

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、医療院の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 15人以上（入所者＝4対1）

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。

(7) 管理栄養士 併設医療機関（村上総合病院）の管理栄養士による栄養管理

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

入所者の介護医療院サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

（入所定員）

第5条 医療院の入所者の定員は、I型介護医療院60人とする。

（介護医療院サービスの内容）

第6条 介護医療院サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。

(2) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。

(4) 介護医療院サービスの提供に当たっては、医療院は入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限

する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (5) 医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護医療院の利用料等)

第7条 介護医療院の利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）」に定める額とし、医療院が法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 医療院は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 滞在に要する費用

- | | | | |
|---|-------|-------|------|
| ① | 多床室 | 1日につき | 437円 |
| ② | 従来型個室 | 1日につき | 820円 |

(2) 食事の提供に要する費用

1日につき 1,680円（1食560円）

(3) 入所者の希望により提供する特別な療養に要する費用

特別室料 1日につき 800円

(4) 理美容に要する費用

実費

(5) 介護医療院サービスの提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

ア 入所者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費

イ 入所者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用

実費

ウ 入所者の希望により第四北越銀行の口座振替にて利用料支払いを行う場合の手数料 実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる費用に係る同意については、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者または責任者の承認を得なければならない。

- (2) 入所者は、院内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
 - (3) 入所者は、院内に危険物を持ち込んではいない。
 - (4) 入所者は所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。
- 2 前項第4号の規定により、管理者が、入所者の所持金その他貴重品を保管することになった場合、管理者は、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(緊急時の対応方法)

第9条 当院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(非常災害対策)

- 第10条 医療院は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。
- 2 管理者または防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防機関の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、入所者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第11条 医療院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。
- 2 医療院は、院内において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 医療院における感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 医療院において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

- 第13条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 医療院は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 医療院における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 医療院において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 医療院は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第15条 医療院は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 医療院における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 医療院における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 医療院において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理等)

- 第16条 医療院は、提供した介護医療院サービスに対する入所者又はその家族からの苦情

に迅速かつ適切に対応するために、その窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 医療院は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第17条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 医療院は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(地域との連携)

- 第18条 医療院は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

- 第19条 医療院は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。
- 2 医療院は、次の各号に定める研修を実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年3回以上
 - 3 医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 医療院は、必要と認める場合は、前2項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(医師の宿直体制)

- 第20条 医療院は、医療機関併設型介護医療院であり、同一敷地内にある病院との連携が確保されており、入所者の病状が急変した場合に当該病院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているため、医師の宿直配置は行わないものとする。

(記録の整備)

第21条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護医療院サービス計画

(2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 提供した具体的サービス内容等の記録

(4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は令和8年6月1日から施行する。